工　事　請　負　契　約　書

契約書No.

収入印紙	
1万円未満	非課税
200万円以下	200円
300万円以下	500円
500万円以下	1,000円
1,000万円以下	5,000円

書面の内容及び裏面の約款をよくお読みください。

契約日＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

担当者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

請負者(乙) [redacted]

※太枠線内のみご記入ください　　※携帯電話は工事のことや緊急の際ご連絡させていただくため、ご記載ください。

受注者（甲）

フリガナ 氏　名	印
住　所　〒　- 都道 府県	
施工場所　〒　-　※住所と違う場合は要記載	
勤務先名称　勤務先電話 （　）　-	

生年月日 西暦　年　月　日	歳
携帯電話※（　）　-	
自宅電話　（　）　-	
FAX　TEL と同じ口　（　）　-	
e - mail	

着工予定日　年　月　日	完工予定日　年　月　日

工事名称	メーカー	仕様(材料･商品名等)	数量	価格

支払方法	支払金額	支払(開始)時期		
銀行振込(頭金・全額)		年　月　日	(A)小　計	
			(B)消費税	
クレジット（　）	支払回数　回	年　月　日	(C)合　計	

工事保証年数	工事名称	備考
年（保証書発行：　有・無）		
年（保証書発行：　有・無）		

同意書の有無　有・無

特記事項

◆クーリング・オフのお知らせ◆

この説明は担当者が口頭にて行います。

[redacted]

1. お客様(お申込者様)が訪問販売でお申込みされた場合、申込書面を受領された日から 8 日を経過するまでは、書面により無条件で申込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除)を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は書面を発信したとき(郵便消印日付)から発生します。
上図のようにハガキ等に必要事項をご記入の上、コピーを保存し、当社に郵送してください。(簡易書留扱いが確実です)
2. 電磁的記録でクーリング・オフを行う場合は、上図の内容をメール（info@kinjo-k.com）及び FAX（052-914-0050）宛に、データを記録した媒体の送付をしてください。送信メールなどの記録は必ずご自身で保管し、事業者から 2 営業日以内に連絡が無い場合、受付されているか必ずご確認ください。
3. この場合お客様は、損害賠償及び違約金の支払を請求されることはなく、既に引き渡されている商品の引き取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払の義務はありません。又、既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合、速やかにその金額の返還を受けることができます。商品を使用し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。又、役務の提供を受け又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。役務の提供に伴い土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には無償で原状回復を請求できます。
4. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げ、そのためお客様が誤認し、又は威迫により困惑してクーリング・オフを行わなかった場合には、お客様相談窓口よりクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から 8 日を経過するまでは書面及び電磁的記録によりクーリング・オフすることができます。

□訪問でのご契約の場合、商談に先立って営業目的の明示がありました。
□クーリング・オフの口頭説明を受け、よく理解できました。
□工事保証についての説明を受けました。

年　月　日

署　名　　印

お客様控